インターネットを利用した医療法人の事業報告書等の閲覧に係る 各都道府県の方針の違いに関する実態調査

Survey on the Differences in Policies of Each Prefecture Concerning Access to Financial Statements of Medical Corporations via the Internet

> 海 老 原 諭 Satoshi Ebihara

[Abstract]

This paper investigates how prefectures provide financial statements of Japanese medical corporations via the Internet. The results of the survey are the following: (1) 22 prefectures require personal information of applicants, and 16 prefectures conceal some information contained in financial statements when allowing them to inspect financial statements; (2) 7 prefectures do not allow access to reports on the status of transactions with related parties, and 5 of these prefectures require personal information of applicants. Making personally identifiable information subject to disclosure would give the medical corporation an incentive to conceal information. To ensure proper management of medical corporations, it would be effective to exclude personally identifiable information from viewing and to make it invisible to the general public.

【キーワード】

医療法人, 事業報告書等, 情報開示, 個人情報, 公益法人制度改革

1. はじめに

2000 年代に行われた公益法人制度改革を受けて、わが国の非営利法人に対しては、公益性のある事業を行うか否かにかかわらず、会計情報を開示することが求められるようになっている¹⁾。それまで公益法人に対しては、監督官庁から直接指導監督が行われていたが、公益法人制度改革では、このようなガバナンス方法に代えて、広く国民一般に対して情報を開示させ、社会全体からその活動を監視させることで、非営利法人の自律・自浄

を促そうとした²⁾。

これと歩調をあわせるように、医療法人の会計情報の開示も少しずつ進められてきた。まず、2007年に行われた「医療法」(昭和23年法律第205号)の改正(いわゆる「第5次『医療法』改正」)では、それまで都道府県知事に対して届け出られるだけであった貸借対照表や損益計算書などの計算書類が、医療法人の主たる事務所に備え置かれ、社員もしくは評議員または債権者の求めに応じて閲覧に供されることになった(「医療法」第51条の4第1項)。また、都道府県知事に対して届け出られたこれらの計算書類に対しては、都

道府県知事に対して請求することで、その医療法人の社員もしくは評議員または債権者に限らず、誰もが閲覧できることとされた(「医療法」第52条第2項)。

次に、2015年に行われた「医療法」改正(いわゆる「第7次『医療法』改正」)では、比較的規模の大きな医療法人(「医療法」第51条第2項適用対象法人)に対して、その計算書類について公認会計士または監査法人による監査を受けたうえで(「医療法」第51条第5項)、これを自ら公告することが求められるようになった(「医療法」第51条の3第1項)。

また、公告される計算書類を作成するための基準として、省令「医療法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第95号)も作られた。これに加えて、「医療法」第51条第2項適用対象法人以外の医療法人も利用できる会計基準として、四病院団体協議会版「医療法人会計基準もない法人4)」といわれる状態ではなくなった。

このような経緯があるなかで、2022年、「医療法施行規則の一部を改正する省令」(令和4年厚生労働省令第58号)が施行された。新しい省令の定めにより、2023年4月1日以後、各都道府県は、医療法人から届け出られた計算書類等を、原則としてインターネットを利用して閲覧に供することとなった(「医療法施行規則」(昭和23年厚生省令第50号)第33条の2の12第5項)⁵⁾。

インターネットを利用して情報を閲覧させることについて、厚生労働省は、①従前の紙媒体による届出・閲覧によって医療法人、都道府県の双方に生じていた事務負担を軽減すること、②国や都道府県が、各都道府県に届け出られた事業報告書等を通じて医療法人の経営実態を把握しやすくなることという2つのねらいがあるとしている⁶。

そもそも公益法人制度改革に関する有識者会議の報告書では、それぞれの非営利法人に対して、会計情報の公告を求めるものとされていた⁷⁾。また、医療法人に近接する福祉事業を行う社会福祉法人の会計情報は WAM-NET(Welfare And Medical service NETwork system)とよばれる

システムに集約され、ここから一元的に提供されている。しかし、医療法人については、当面の間、これらいずれの方法も採用せず、従来から行われていた都道府県での閲覧を延長する形で制度が作られることとなった⁸。

その結果, 医療法人の会計情報の開示にあたっては, 各都道府県の裁量を働かせうる状態になっている。次の第2節でとりあげるように, 第5次「医療法」改正以降, 都道府県において行われていた医療法人の計算書類等の閲覧方法や, 開示される情報の中身には都道府県ごとに差異があり, 都道府県によっては提出された情報の一部についてマスキングが行われることもあった。

本稿の目的は、厚生労働省令の改正によって新たに行われるようになった、医療法人の計算書類等のインターネットを利用した閲覧について、都道府県ごとにどのような取扱いの違いがあるかを調査したうえで、一部の都道府県において個人情報の閲覧が制限されている背景について考察する。

2. 「医療法人の事業報告書等に係るデータ ベース構築のための調査研究事業」で明 らかにされた情報開示に対する都道府県 の意識

厚生労働省は、医療法人の事業報告書等のインターネットを利用した閲覧を開始するに先立って、PwCコンサルティング合同会社に対して、「医療法人の事業報告書等に係るデータベース構築のための調査研究事業」(令和3年度厚生労働省医政局医療経営支援課委託事業)を委託した。この調査研究事業では、「事業報告書等の内容を公表する全国的な電子開示システムの構築及び、事業報告書等の詳細化による政策利用効果の向上についての、課題や対応策、活用事例等について収集し、分析 9)」することを目的として、都道府県、医療法人および税理士法人に対してアンケート調査が行われている。

本節では、このうち医療法人から届け出られた 事業報告書等の閲覧について、都道府県からどの ような回答が寄せられたかについて振り返る。こ のアンケート調査に対する都道府県の回答期間は 2022 年 2 月 7 日から 2 月 18 日までであり、回収率は 80.9%であった 10 。

なお、本節の「事業報告書等」という言葉は、 アンケート調査で用いられている言葉をそのまま 援用したものであり、他の節において「計算書類 等」としたものと同じものを意味する。

2.1. 都道府県ホームページ等での事業報告書等 の閲覧にリスクはあるか

まず、都道府県のホームページで事業報告書等 を閲覧させることについてリスクがあるかどうか について尋ねた質問については、回答した 38 都 道府県のうち 32 都道府県が「特になし」とした 11 。

リスクがあると回答した残りの6都道府県に対 して、さらにどのようなリスクがあるかを自由記 述の形で回答させたところ。①現在存在していな い新たな信用リスク. 風評リスクが発生すること. ②一人医師医療法人のような小規模な医療法人に ついては、事業報告書を見るだけでは、医療法人 の経営実態を正しく理解されないおそれがあるこ と、③人件費が公表されると、役員報酬額が推定 できてしまうことから、 医師個人が犯罪に巻き込 まれる可能性があることなどがあげられた¹²⁾。 また. 事業報告書等をインターネットで閲覧可能 な状態にしたことによって発生した損害について. 国や県に対して訴訟が発生するリスクについても 懸念が示されている ¹³⁾。ただし、これらはいず れも、事業報告書等を閲覧させること自体につい てのリスクであり、インターネットを利用して閲 覧させることによってはじめて生じるリスクであ るとはいい難い。

インターネットを利用することに起因するリスクとしてあげられたものは1つだけあり、それは、運用の詳細を国が示さないと準備ができないというものであった¹⁴⁾。これは、社会福祉法人における WAM-NET のような全国的に統一されたサービスの運用が医療法人についても求められることになるのかといった趣旨で寄せられたコメントであるが、上述の通り、全国的に統一された

サービスの導入については継続審議とされており $^{15)}$, この懸念については、現時点では、棚上げされている状態にある。

2.2. 閲覧請求手続の有無

次に、医療法人の事業報告書等を閲覧させるにあたって、一定の開示請求手続を要するかについて尋ねた質問については、回答した 38 都道府県のうち 13 都道府県が「特になし」、25 都道府県が「ある」とした 16 。

開示請求手続の内容としては、①閲覧する医療法人名、閲覧する書類、複写の要否等を書いた書類を提出させる、閲覧者の個人情報(住所、氏名、連絡先等)を書いた書類を提出させる、③来庁前に予約を必要とするといったものがあった 17)。なお、予約については、閲覧のための十分なスペースが確保できていない都道府県があること、また、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止にも配慮しなければならなかったという当時の事情がこのような回答につながった可能性もあると考えられ、閲覧請求者の個人情報を収集すること以外にも目的があったことには留意する必要がある 18)。

2.3. 事業報告書等のマスキング

医療法人から届け出られた事業報告書等をそのまま閲覧させずに、その一部をマスキングをしたうえで閲覧させる都道府県もある。回答した38都道府県のうち18都道府県がこのような情報のマスキングが行われていると回答した¹⁹⁾。

具体的なマスキングの内容としては、①記載された内容のうち医療法人の関係者の個人情報に係るもの(氏名、職業等)、②医療法人の取引先等に関する情報(名称、取引金額等)、③印影などがあった。また、課内で内容確認が済んでいないものについては、修正を依頼する可能性があるため閲覧対象から外すという取り扱いをしているところもあった²⁰⁾。①および②については、関係事業者との取引の状況に関する報告書において開示すべきものとされる情報と重複しており、事実上、都道府県が行うマスキングによって「関係事

業者との取引の状況に関する報告書」の閲覧制度 が有名無実化してしまっている可能性も懸念される²¹⁾。

3. 都道府県における医療法人の事業報告書 等のインターネットを利用した閲覧申請 の実態調査

第3節では、インターネットを利用した医療法人の計算書類等の閲覧について行った2つの調査の結果をまとめたうえで、その結果について若干の考察を行う。

3.1. 調査の方法

まず、全国 47 都道府県のウェブサイトにおいて、インターネットを利用した医療法人の計算書類等の閲覧について説明がなされているか、また、その閲覧にあたって何らかの制限が課されていないかについて調査した。どちらも医療法人の計算書類等に対する国民のアクセシビリティに影響を与える要因であり、適切な案内が行われ、情報の入手にあたって制約がないほどアクセシビリティは向上する。なお、都道府県のウェブサイトへの調査は 2023 年 12 月 31 日に行い、掲載の有無は、各都道府県のウェブサイト上に設けられている検索システムを使用して確認した。

具体的な調査項目は、次の3つである。

- ① 都道府県が指定する場所での閲覧以外の方 法が都道府県のウェブサイト上で案内されて いるか
- ② 医療法人の計算書類等の閲覧にあたって, 閲覧者の個人情報を必要とするか
- ③ 医療法人の計算書類等を即時に閲覧することができるか

次に、閲覧できる情報の内容についてマスキングが行われているかについて調査した。調査対象は、関係事業者の個人情報等が記載されている「関係事業者との取引の状況に関する報告書」とした。情報収集は、個人情報を提供することなく

各都道府県のウェブサイトから即時に閲覧できる 都道府県については、その閲覧できる情報を、そ れ以外の都道府県については、株式会社ネオス テージが提供する医療法人財務情報データベース MediCo Search に掲載されている情報を利用し た。MediCo Search には、計算書類等が pdf ファ イルの形で掲載されているが、都道府県に届け出 られた書類のうちどの書類を掲載するか、マスキ ングするかどうかの判断は、各都道府県に任され ている。このため、データベースに掲載されてい る情報には、都道府県の開示方針が反映されてい ると考えられる。

3.2. 調査の結果

3.2.1. 都道府県が指定する場所での閲覧以外 の方法について案内されているか

第1に、都道府県のウェブサイトに、その都道府県が指定する場所での閲覧(従前からの方法)以外の閲覧方法について案内があるか調査した。調査の結果、都道府県のウェブサイトにこのような新たな閲覧方法について説明があるものは37都道府県、説明がないものは10都道府県であった。

なお、都道府県のなかには、都道府県のウェブサイトではなく、その都道府県に所在する市町村や保健所のウェブサイトで計算書類等の閲覧について案内を行っているものもあった。このような都道府県については、その都道府県のウェブサイトに説明がない場合は、説明がないものとしてカウントした。医療法人の計算書類等は都道府県知事に対して提出されており、「医療法」上、これを閲覧に供しなければならないとされているのは都道府県知事であるため(「医療法」第52条第2項)、都道府県のウェブサイトで案内されていなければ、閲覧希望者が医療法人の計算書類等にアクセスするうえでの制約となると考えられるからである。

3.2.2. 閲覧にあたって個人情報の提供を要するか

第2に、3.2.1. で都道府県のウェブサイトに案

内があった37都道府県について,情報提供にあたって,閲覧希望者の個人情報を提供する必要があるかについて調査した。調査の結果,ウェブサイト上に医療法人の計算書類等を直接掲載しており,計算書類等の閲覧にあたって個人情報を提供する必要がないものが15都道府県,提供する必要があるものは22都道府県であった。

個人情報を提供させる場面としては、計算書類等を閲覧するにあたって、都道府県が指定する場所で閲覧させる場合と同様に申請書を提出させるというものもあれば、医療法人の計算書類等が掲載されている電子情報提供システムを利用するためであったり、後日、電子メールで書類を送付するために個人情報を入力しなければならないという、インターネットを利用するようになったからこそ必要になるものもあった。

3.2.3. 計算書類等の情報を即日閲覧・入手で きるか

第3に、3.2.1.で都道府県のウェブサイトに案内があった37都道府県について、計算書類等の情報を即日閲覧(閲覧のみ。ダウンロード・印刷不可とするもの)または入手(ダウンロード・印刷可とするもの)できるかどうかを調査した。調査の結果、計算書類等の情報を即日閲覧・入手できるものは18都道府県、即日閲覧・入手できないものは19都道府県であった。

計算書類等の情報を即日閲覧・入手できる 18 都道府県は、3.2.2. で示した都道府県のウェブサイト上に医療法人の計算書類等を直接掲載している 15 都道府県と、閲覧のために都道府県の電子情報提供システムにアクセスする必要がある 3 都道府県であった。

なお、計算書類等の情報を即日閲覧・入手できない都道府県については、電子情報提供システムや電子メールで請求を行い、後日、郵送(紙または CD-R)、電子メールなどでその結果を受け取るという形で閲覧が行われるものが大半であったが、一定期間後に期間を区切って専用の閲覧サイトにアクセスさせるというものもあった。

3.2.4. 計算書類等に記載された個人情報等にマスキングが行われているか

最後に、閲覧に供される計算書類等のうち「関係事業者との取引の状況に関する報告書」に記載された関係事業者の個人情報等にマスキングが行われているかについて調査した。なお、3.1. で述べたように、この調査については、都道府県のウェブサイトで開示されている報告書と、MediCo Search に掲載されている報告書とを併用している。

調査の結果は、表1の通りであった。なお、一部の都道府県において、法人である関係事業者と個人である関係事業者とでマスキングが行われる範囲が異なっていたため、それぞれの数を法人と個人に分けて示している。また、表中、法人・個人特定可能情報とは、法人の名称または個人の氏名、法人の住所、個人の職業および医療法人と関係事業者との関係のことをいう。

なお、「関係事業者との取引の状況に関する報告書」は、貸借対照表や損益計算書と同じように、医療法人が届け出るべき計算書類等のひとつであり、また、「医療法」において閲覧に供しなければならないものとされている。閲覧対象外とされている7都道府県のうち、6都道府県についてはMediCo Search 上に情報が掲載されていなかったものであり、この事実だけでは都道府県の方針を特定することはできないが220、残りの1都道府県(この都道府県は、即日、計算書類等を閲覧できる都道府県である)については、都道府県のウェブサイトに記載されている「閲覧できる書類」のリストから「関係事業者との取引の状況に

表 1 開示される「関係事業者との取引の状況に 関する報告書」に対して行われたマスキン グの範囲(単位:都道府県数)

マスキングの対象	法人	個人	
なし	33	31	
法人・個人特定可能情報のみ	5	7	
勘定科目以外すべて	1	1	
すべて	1	1	
関係事業者との取引の状況に関する 報告書自体が閲覧対象外	7	7	

(筆者作成)

ウェブ閲覧	個人情報提供不要		個人情報提供必要		都道府県ウェブサ イトでの案内なし	
マスキングの範囲	法人	個人	法人	個人	法人	個人
なし	11	10	14	14	8	7
個人・法人特定情報のみ	2	3	2	2	1	2
勘定科目以外すべて	0	0	1	1	0	0
すべて	1	1	0	0	0	0
関係事業者との取引の状況に関する 報告書自体が閲覧対象外	1	1	5	5	1	1
計	15	15	22	22	10	10

表2 医療法人の計算書類等を閲覧するにあたっての個人情報提供の要否と情報のマスキングの範囲の関係(クロス集計。単位:都道府県数)

(筆者作成)

関する報告書」が外されており、はじめから都道 府県の方針として閲覧をさせていないということ が確認された。

なお、計算書類等の閲覧請求にあたって、請求者の個人情報を請求する都道府県の数と、「関係事業者との取引の状況に関する報告書」のマスキングを行っている都道府県の数をクロス集計した結果は、表2のようになった。

この結果からは、「関係事業者との取引の状況 に関する報告書」を閲覧対象外としている都道府 県では、医療法人の計算書類等の閲覧請求にあ たって請求者の個人情報を求めることが比較的多 いことを読み取ることができる(表中網掛け部 分)。

3.3. 調査結果の考察

調査の結果,都道府県のウェブサイトでの案内 方法,計算書類等を閲覧させる方法,そして,情 報のマスキングの有無のいずれについても,都道 府県ごとの取扱いに違いがあることが確認された。

この結果は、事前に行われたアンケート調査の結果ともほぼ整合的な結果となったと考えられる。アンケート調査に回答した都道府県の数は38、都道府県のウェブサイトに案内があった都道府県の数は37であり、残りの約10の都道府県においては、制度に対する理解の不足、人員等の不足など何らかの問題が生じている可能性がある。また、アンケート調査において閲覧請求にあたって何らかの手続を必要とすると回答した都道府県は25.

閲覧にあたって個人情報の提供を要する都道府県は22であった。さらに、アンケート調査においてマスキングを行っていると回答した都道府県は18、今回の調査においてマスキングが確認された都道府県は16であった。これらの結果からは、インターネットの利用が開始されても、各都道府県は、従来の情報開示のやり方を踏襲し、独自の方針で医療法人の計算書類等を閲覧させているということが分かる。

関係事業者との取引の状況に関する報告書を閲覧対象外としている都道府県が、医療法人の計算書類等の閲覧にあたって個人情報の提供を必要とする都道府県に偏っていたところは特筆すべきであろう。この結果からは、個人情報が多分に含まれる書類の閲覧を認めることに慎重な姿勢をとる都道府県には、何らかの形で閲覧希望者の素性を把握しておきたいという考えがあることが推察される。

4. 情報開示の効果と都道府県が監督管理を 行うために必要な情報が入手できないリ スクのトレードオフ

4.1. 医療法人の大半がオーナー経営者によって 運営されている

公益法人制度改革に関する有識者会議報告書では、会計情報の開示を、非営利法人の自律・自浄 を促すために行うべきものとした。医療法人の計 算書類等のインターネットを利用した閲覧につい て医療提供者側から慎重さを求める声があげられており²³⁾,このことを踏まえて考えると、医療法人に対して「世間からの目」を意識させるという意味では、この施策に一定の効果があることは確かであろう。

しかし、その一方で、この慎重さを求める声が あげられることについても、一定の理解をするこ とはできる。わが国の医療法人は、その大部分が 常勤する医師または歯科医師が1人または2人で ある診療所を1施設のみ開設する、いわゆる一人 医師医療法人として設立されており、 そこでは家 業として医療サービスの提供が行われている²⁴⁾。 加えて、社団形態で設立される医療法人では、一 般的な非営利法人では認められていない、法人財 産に対する社員の持分請求権が認められてい る25)。このような社員の持分請求権は、第5次 「医療法」改正によって認められなくなったが、 この改正前に設立されていた医療法人については. 当分の間, 持分請求権を残しておくことが許され ており(「医療法平成18年6月21日改正附則 | (平成18年法律第84号) 第10条第2項). 第5 次「医療法」改正から20年弱が経過した今でも 全国の社団医療法人の約63.9%は社員の持分請求 権を放棄していない 26)。

このように、医療法人では、法人の財産を当然にその医療法人を設立・運営する理事長等の財産であると考え、行動する医療従事者もめずらしくない。このような医療従事者が、「関係事業者との取引の状況に関する報告書」のように個人を特定できる情報が記載されている文書の閲覧に対して、理事長等の個人情報を公開するものと考えてしまうことも不思議なことではないだろう。

4.2. 情報閲覧制度が「関係事業者との取引の状況に関する報告書」への記載内容に影響する

公益法人制度改革に関する有識者会議において も、情報公開にあたっては、「社員の住所・氏名 等開示事項によっては開示の相手方を限定するな ど、プライバシーの保護にも留意すべきであ る²⁷⁾」と、個人情報を保護する必要性について も触れられていた。

しかし、「関係事業者との取引の状況に関する報告書」においては、個人やこれに関係する法人が特定できる情報が記載されていなければ意味がない。この報告書は、もともと医療法人と関係のある個人や、法令上、剰余金の配当を行うことが禁じられていない営利法人に対して、給料、賃借料、委託料、指導料などの名目で支払われる報酬が、事実上、「医療法」第54条で禁じられている剰余金の配当に相当するのではないかとの懸念²⁸⁾ から、医療法人を指導監督する都道府県がその実態を把握するために届出を必須としたものだからである²⁹⁾。

現在. 医療法人は. 「関係事業者との取引の状 況に関する報告書 | に記載する内容をコントロー ルできる状況にある。医療法人が関係事業者との 間で行う取引は、独立第三者間取引ではなく、取 引規模や取引条件も自由に設定することができる。 「関係事業者との取引の状況に関する報告書」に 係る現行の制度では、ある個人や法人が医療法人 の関係事業者に該当するかどうかを判断するため の基準が明確に定められていることから、 医療法 人が特定の個人または法人を関係事業者の範囲か ら外そうと思えば、取引規模や取引条件をこの基 準に抵触しないようにすることで意図的に外すこ とができてしまう。実際、筆者が東京都の医療法 人を対象として以前に行った調査 30) では、「関係 事業者との取引に関する報告書 | への記載内容が 年々減少傾向にあることが観察されている。

「関係事業者との取引の状況に関する報告書」の閲覧が医療法人にとって個人情報の公開として捉えられ、これに抵抗感をもたれてしまうならば、誰もが閲覧できる状態に置かれることは、医療法人が情報を隠蔽する動機のひとつとなりうる。現在、この報告書を閲覧対象とするか、どの程度のマスキングを行うかは、各都道府県が独自に定める方針に基づいて決められている。このため、各都道府県の方針は、インターネットの利用の有無にかかわらず、医療法人が届け出る情報の内容に影響を与えてしまっている可能性がある。

4.3. 「関係事業者との取引の状況に関する報告 書 | の閲覧対象からの除外

大部分の国民は、医療政策が引き起こす税や社会保険料の引き上げに関心はあっても、個々の医療法人の経営状況について知りたいわけではないだろう。そもそも医療法人は、株式会社のように不特定多数の者から出資を受けることを前提とした法人ではない³¹⁾。個々の医療法人の経営状況が、株式会社における株主のように、国民一人一人の経済状況に直接影響を与えることはない。医療法人が届け出た情報を誰もが閲覧できる状態に置いたところで、その情報を閲覧し、医療法人の不適切な経営実態を糺そうとする人はどれだけ現れるだろうか³²⁾。

一部の都道府県では,「関係事業者との取引の 状況に関する報告書」を閲覧対象外としたり、マ スキングを行ったりしているが、都道府県が閲覧 制限を設けることによって、 医療法人側の個人情 報の漏洩に対する不安が緩和され、関係事業者と の取引の状況が隠蔽されてしまうことが減るなら ば、その制限には意味がある。公益法人制度改革 における有識者会議において考えられていたもの とは違い、医療法人については、都道府県が指導 監督する前提が残されている以上、現時点では、 医療法人の指導管理を行うにあたって必要な情報 が都道府県に集まることを優先させることが必要 であると思われる。都道府県による指導監督が機 能するのであれば、「関係事業者との取引の状況 に関する報告書」を閲覧対象から外し、法人財産 の身内への環流のチェックについては、 都道府県 に委ねた方が有効であろう³³⁾。

5. おわりに

2023 年からインターネットを利用した医療法人の計算書類等の閲覧が開始されたが、閲覧申請者に対して一定の手続を求めるか否か、届け出られた情報の一部を閲覧対象外とするかについて、インターネットの利用前後で大きな違いはなく、都道府県は、従前からの方針を踏襲する形で情報開示を行っていた。その一方で、医療従事者側の

なかにはインターネットを利用することにより、個人情報が「世間からの目」に触れやすくなってしまうことに慎重な対応を求める声もあった。このような個人情報が記載される「関係事業者との取引の状況に関する報告書」は、医療法人側で情報の記載内容を操作できるものになっており、この不安が、都道府県が医療法人を指導監督するにあたって必要な情報を入手しにくくしてしまう可能性もある。

本稿の最後では、都道府県による指導監督が行 われることを前提として,「関係事業者との取引 の状況に関する報告書 | を閲覧対象から外す案を 示したが、これまでの医療政策にならうならば、 開示用と届出用といったように別々の書類を作ら せる方が自然かもしれない。現在は、医療法人に 対しては、さまざまな形で会計情報の提供が求め られている。都道府県に対する計算書類等の届出 のほかにも、病院、診療所といった施設単位の経 営状況についてデータベースを作成するための情 報の報告が義務づけられており(「医療法 | 第69 条の2第2項). そのほかにも診療報酬を改定す るにあたっての基礎資料として使用する目的で行 われる医療経済実態調査 (医療機関等調査), 医 療機関の平均的な財務水準を明らかにし、経営管 理に役立ててもらうことを目的として行われる病 院経営管理指標の作成に係る調査への回答が求め られることもある。このなかには、 法人単位の金 額が求められるものもあれば、施設単位の金額が 求められるものもあり、また、準拠すべき会計基 準が指定されているものもあれば、 指定されてい ないものもある。

しかし、一人医師医療法人が大半を占める現状において、このように次々と内容の異なる会計情報を提出させるのは医療法人側に過剰な負担を与える結果となってしまうだろう。会計情報を一元的に集めたうえで、使用目的に応じてその一部を切り出し、また、閲覧させるという方法を国として検討していくことも必要になっているのではないだろうか。

【注】

- 公益法人制度改革に関する有識者会議「報告書」2004年, 8 頁(URL: https://www.gyoukaku.go.jp/jimukyoku/ koueki-bappon/yushiki/h161119houkoku.pdf)。
- 公益法人制度改革に関する有識者会議,第15回有識者会議 資料1「説明資料(情報開示のあり方)」2004年6月30日, 2 頁(URL: https://www.gyoukaku.go.jp/jimukyoku/koueki-bappon/yushiki/dai15/15siryou1.pdf)
- 3) この医療法人会計基準は、省令「医療法人会計基準」に先立って作成された。作成主体は四病院団体協議会会計基準策定小委員会であり、この基準は自主規制のための基準であるといえるが、厚生労働省は、この医療法人会計基準を「医療法」第50条に規定される一般に公正妥当と認められる会計の慣行のひとつであると認定している(厚生労働省医政局長発通知(平成26年3月19日医政発0319第7号)「医療法人会計基準について」)。
- 4) 医療法人を対象とする会計基準の必要性は、以前から指摘 されていたが(病院会計準則及び医療法人会計基準の必要 性に関する研究班「病院会計準則及び医療法人会計基準の 必要性に関する研究――病院会計準則見直し等に係る研究 報告書——」2003年, V (URL: https://www.mhlw.go.jp/ topics/bukvoku/isei/igvou/igvoukeiei/zvunsoku.html)). 実際に会計基準として成文化されたものはそれまで存在し ていなかった。この点について衆議院で質疑が行われたこ とを契機として(厚生労働省「医療法人における透明性の 確保について」(第4回医療法人の非営利性等に関する検討 会資料 2) 2014 年 4 月 2 日, 10-11 頁 (URL: https://www. mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikvoku-Soumuka/0000042902.pdf)), 医療法人側が急遽, 会計基準 をとりまとめた。四病院団体協議会版「医療法人会計基準」 の前文には、「現状の医療法人において緊急の課題は、会計 基準の無いことによる、すでに公開されている財務情報の 信頼性に疑問を呈されていることを払しょくすることにあ る (四病院団体協議会会計基準策定小委員会「医療法人会 計基準に関する検討報告書」2014年、2頁)」として、その 起草にあたって「会計基準もない法人」という指摘が意識 されていたことがわかる。
- 5) 厚生労働省は、「インターネットの利用が困難な者に配慮し、インターネットの利用に加え、従前の閲覧方法を継続することは差し支えない」(厚生労働省医政局長発通知(令和4年3月31日医政発0331第35号)「医療法施行規則の一部を改正する省令の公布等について(通知)」第2,2)としており、従前の方法を残した場合においても、インターネットを利用しない選択肢は認めていないものと解される。
- 6) 厚生労働省「医療法人の事業報告書等の届出事務・閲覧事務のデジタル化について」(厚生労働省社会保障審議会(医療部会)第82回,資料3)2021年11月2日,1頁(URL: https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000849707.pdf)。
- 7) 前掲(注1),8頁。
- 2022年10月19日 第1回医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会議事録(URL: https://www.mhlw.go,jp/stf/shingi2/0000161127 00037.html)。
- 9) PwC コンサルティング合同会社「医療法人の事業報告書等

- に係るデータベース構築のための調査研究事業報告書」 2022年3月、3頁。
- 10) 同上, 7頁。
- 11) 同上. 16頁。
- 12) 同上。
- 13) 同上。なお、この回答は、上記(注12)の回答とあわせて 長文で寄せられたものであり、「特になし」とした都道府県 が大半であったことに注意を要する。第3節の調査におい てもインターネットを利用した計算書類等の閲覧に消極的 な都道府県が少数派であったことも踏まえて考えると、こ のような懸念は多くの都道府県において共有されているも のとはいえないだろう。
- 14) 同上, 16-17 頁。社会福祉法人については、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム (WAM-NET)」があり、国レベルで情報収集を行い、その開示を行っている。国に運用の詳細を求めたコメントは、医療法人についても同様の取り扱いがなされることになった場合を想定したうえでのコメントといえよう。
- 15) 全日本病院協会ウェブサイト「医療法人の事業報告書等の デジタル化で省令改正」2021 年 11 月 15 日 (URL: https:// www.ajha.or.jp/news/pickup/20211115/news01.html)。
- 16) 前掲 (注9). 10頁。
- 17) 同上, 10-11 頁。
- 18) 同上, 12-13 頁。
- 19) 同上、14頁。なお、マスキングには黒塗りする方法と白塗する方法がある。黒塗りされた場合は、何らかの記載があることは分かるが、その内容は読み取れないという状態になり、白塗りされた場合は、何らかの記載があるかどうかも判別できない状態になる。
- 20) 同上。
- 21) 厚生労働省は、医療法人がその主たる事務所で自ら事業報告書等の閲覧に応じる場合については、個人情報の保護を理由として閲覧を拒むことを認めている(厚生労働省医政局長発通知(平成19年3月30日医政発第0330010号)「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」第6,3,(2)が、都道府県が閲覧を行う場合については閲覧を拒むことができる旨を明文化していない(同第6,3,(3),②)。
- 22) MediCo Search へのアップロードは都道府県の裁量に任されているため、データベースに掲載がないことには、都道府県の事務的な誤り(添付漏れ)も考えられる。また、MediCo Search への情報提供とそのほかの情報提供とで開示方針を変えている可能性も否定できない。
- 23) 四病院団体協議会が会員を対象に独自に行った調査によれば、都道府県のインターネットを利用した計算書類等の開示について、リスクがあると回答した病院の数は全体の70%あった(1つの医療法人が複数の病院を開設している場合があるため、この割合は医療法人の割合とは一致しない。GemMed「医療法人事業報告書のネット公開、四病協調査では8割が反対しており、厚労省調査と真逆——四病協」2022年4月28日配信記事(URL: https://gemmed.ghc-j.com/?p=47518))。一方、前出の厚生労働省の委託研究では、デメリットはないと回答した医療法人の割合が全

- 体の70.1%となっている(前掲(注9),27頁)。
- 24) 2023 年 3 月 31 日現在、わが国には全部で 58,005 の医療法 人があるが、このうち「一人医師医療法人」は 47,924 法人 (全体の 82.6%) ある(厚生労働省「医療法人数の推移」 2023年(URL: https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/ 001113934.pdf))。
- 25) 公益法人制度改革に関する有識者会議報告書では、社団形態の非営利法人における社員の権利・義務について、①出資義務を負わないこと、②利益(剰余金)分配請求権を有しないこと、③残余財産分配請求権を有しないことおよび④法人財産に対する持分を有しないことの4要件を定めており(前掲(注1)、6頁)、この考え方が第5次「医療法」改正にもとりいれられている(医業経営の非営利性等に関する検討会「医療法人制度改革の考え方~医療提供体制の担い手の中心となる将来の医療法人の姿~」2005年、7-12頁)。
- 26) 前掲 (注24)。
- 27) 前掲 (注1), 27頁。
- 28) これからの医業経営の在り方に関する検討会「これからの 医業経営の在り方に関する検討会報告書~国民に信頼され る, 医療提供体制の担い手として効率的で透明な医業経営 の確立に向けて~」2003年, Ⅲ, 1 (URL: https://www. mhlw.go.jp/shingi/2003/03/s0326-8b.html), 前掲(注25), 5頁など。
- 29) 厚生労働省医政局「医療法人制度の見直しについて」(医療法人の事業展開等に関する検討会第8回資料2), 2014年11月27日,2頁(URL: https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikvoku-Soumuka/0000066775.pdf)。
- 30) 海老原諭「医療法人における対関係事業者取引の事業報告 書等を通じた実態把握の限界」『和光経済』第56巻第1号, 2023年。
- 31) 医療法人では、社員に対して剰余金の配当を行うことが認められず(「医療法」第54条)、また、社員資格の得喪にあたって社員総会の承認を必要とすることが一般的であるため(厚生労働省「社団医療法人定款例」(URL: https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000205243.pdf))、出資者が経済的な形でその見返りを得ることができない。
- 32) 海老原諭「医療法人に係る会計ディスクロージャー制度の ねらいとその限界——会計情報に対する『世間からの目』

- の違いに着目して——」(和光大学経済経営学部編『現代に 問う経済のあり方、経営のあり方』創成社、2021年、所 収)、200-202頁。
- 33) 筆者は、以前に政府機関が直接不正を糺す方法と、国民からの監視によって不適切な行為を自制させることの違い、そして、医療法人経営の適正化には前者が有効であることについて検討している(前掲(注32))。

【参考文献】

- PwC コンサルティング合同会社「医療法人の事業報告書等に係るデータベース構築のための調査研究事業報告書」2022 年3月。
- 医業経営の非営利性等に関する検討会「医療法人制度改革の考 え方~医療提供体制の担い手の中心となる将来の医療法人 の姿~ | 2005 年。
- 海老原諭「医療法人に係る会計ディスクロージャー制度のねらいとその限界——会計情報に対する『世間からの目』の違いに着目して——」(和光大学経済経営学部編『現代に問う経済のあり方、経営のあり方』創成社、2021年、所収)。
- 海老原諭「医療法人における対関係事業者取引の事業報告書等 を通じた実態把握の限界」『和光経済』 第56巻第1号, 2023年。
- 公益法人制度改革に関する有識者会議「報告書」2004年(URL: https://www.gyoukaku.go.jp/jimukyoku/koueki-bappon/yushiki/h161119houkoku.pdf)。
- これからの医業経営の在り方に関する検討会「これからの医業経営の在り方に関する検討会報告書~国民に信頼される、 医療提供体制の担い手として効率的で透明な医業経営の確立に向けて~」2003年(URL: https://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/03/s0326-8b.html)。
- 病院会計準則及び医療法人会計基準の必要性に関する研究班 「病院会計準則及び医療法人会計基準の必要性に関する研究 ――病院会計準則見直し等に係る研究報告書――」2003 年 (URL: https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/ igyou/igyoukeiei/zyunsoku.html))。
- 四病院団体協議会会計基準策定小委員会「医療法人会計基準に 関する検討報告書 | 2014 年。

(2024年1月6日 受稿) 2024年1月22日 受理)